

契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、和歌山
市斎場で使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、次のとおりとする。

（基本料金）

（基本料金）	基本料金単価（1 kWにつき）
契約電力 kW	円

（電力量料金）

	電力量料金単価（1 kWhにつき）
夏季（7月～9月）	円
その他季	円

2 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

（需要場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

（1）場所 和歌山市南出島100番地の1 和歌山市斎場

（2）期間 令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第7条 第2条第1項に規定する契約電力（以下「契約電力」という。）を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（検査）

第8条 乙は、毎月、仕様書に基づく当該月の業務を履行したときは、遅滞なく甲が定める方式により、甲の確認を求めなければならない。

（計量及び料金の算定）

第9条 乙は、毎月1日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、料金の算定については、1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに行うものとす

る。

(料金の算定方法及び請求)

第10条 乙は、第8条の規定による検査後、契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増をして得た額。）（以下「基本料金」という。）と、使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額及び、燃料費調整額（入札時の当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する基準燃料価格等の算定諸元を契約期間内用いることとする。）の合計金額（1円未満の端数はこれを切り捨てる。）と、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（1円未満の端数はこれを切り捨てる。）の合計金額（以下「電気料金」という。）の支払いを、1月毎に甲に請求するものとする。

(料金の支払)

第11条 甲は、前条の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金、力率割引及び燃料費調整額)

第13条 第10条に規定する燃料費調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金単価は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（ 年 月 日実施）によるものとする。力率割引又は割増についても同様とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- (5) 前各号の規定のほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 第3条の規定にかかわらず、甲はこの契約の締結日の属する年度の翌年度において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う費用は、甲が負担する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(再受任者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は、再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第1項に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の

契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものとす。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(違約金)

第18条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わな

ければならない。

- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害の負担)

第19条 業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(報告)

第20条 乙は、電力広域的運営推進機関その他関係機関より指導又は勧告を受けた場合は、直ちに甲に指導又は勧告内容及びそれらに対する改善策を報告しなければならない。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、業務に従事する者が業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

- 3 乙は、乙又は乙の業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、乙の定める電気供給条件〔高圧・特別高圧〕（ 年 月 日実施）によるものとする。

- 2 前項の電気供給条件に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、和歌山地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙